	道路の位置	縦覧場所
一　道路の種類及び路線名		
一般国道　二百三十号	札幌市南区定山渓から同市南区定山渓まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市南区定山渓から北海道虻田郡喜茂別町字川上まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道虻田郡喜茂別町字三上から同町字三上まで	〃
〃	北海道虻田郡喜茂別町字三上から同町字三上まで	〃
〃	北海道虻田郡喜茂別町字三上から同町字伏見まで	〃
〃	北海道虻田郡留寿都村字三ノ原から同郡洞爺湖町大原まで	〃
〃	北海道虻田郡洞爺湖町大原から同町香三まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道虻田郡洞爺湖町香三から同町成香まで	〃
〃	北海道虻田郡洞爺湖町成香から同町月浦まで	〃
三十八号	北海道上川郡新得町字元町から同郡清水町字上佐幌まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道上川郡清水町字上佐幌から同町南四条十一丁目（成端箱）まで	〃
〃	北海道上川郡清水町南四条十一丁目（成端箱）から同町字羽帯南二線まで	〃
〃	北海道上川郡清水町字羽帯南二線から同町字御影まで	〃
〃	北海道上川郡清水町字御影から同道河西郡芽室町上芽室基線まで	〃
〃	北海道河西郡芽室町上芽室基線から同町東三条十丁目まで	〃
〃	北海道河西郡芽室町東三条十丁目から同町東芽室基線まで	〃
〃	北海道河西郡芽室町東芽室基線から帯広市西十七条南一丁目まで	〃
〃	帯広市西十七条南一丁目から同市西四条南一丁目まで	〃
〃	帯広市西四条南一丁目から同市西四条南八丁目（成端箱）まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　北海道総合通信網株式会社　代表取締役社長　高野　幸豊

住　所　札幌市中央区北一条東二丁目五番二

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十二年四月十九日から本協定の存続する日まで

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１０３３号

福岡市東区和白丘４丁目32番７号

債務者　株式会社イワショウ

代表者代表清算人　岩本　金三

1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福地　正明

4　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３号

栃木県那須郡那須町大字伊王野1604番地

債務者　有限会社サトウ縫製

代表者代表取締役　佐藤　重臣

1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美

4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８２号

神奈川県藤沢市葛原576番地５

債務者　有限会社フナリ金属工業

代表者代表取締役　吉野　章子

1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平

4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時20分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号

山梨県笛吹市石和町松本222番地１

債務者　有限会社甲府トラベルサービス

代表者代表取締役　保延　寛男

1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　反田　一富

4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前11時

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号

山梨県甲府市朝気２丁目１番７号

債務者　有限会社ケッズタケヤ

代表者取締役　遠藤　公紀

1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時45分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人

4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前10時30分

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２００号

横浜市神奈川区羽沢南３丁目22番18号

債務者　株式会社双葉サービス

代表者代表取締役　小林紀一郎

1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野木　大輔

4　破産債権の届出期間　平成22年６月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時30分

横浜地方裁判所第３民事部